

補助金等見直しヒアリング資料

【補助金カルテ・補助金評価シート】

P.1～P.2 分団運営費交付金（消防本部消防総務課）

P.3～P.4 自給率向上推進対策事業補助金（建設経済部農林課）

P.5～P.6 指定通信教育修了者受講費助成金（総務部総務課）

P.7～P.8 自然エネルギー利用促進補助金（生活環境部環境推進課）

P.9～P.10 シルバー人材センター補助金（健康福祉部長寿介護課）

補助金事業カルテ

【基本事項】										整理No		77		
補助金名		消防団運営費交付金								前回整理No		85		
予算科目		款	9	項	1	目	2	事業	109007	節	19	細節	905	
評価担当		消防本 部					消防総務 課					消防団 係		

【補助金制度の概要: Check】

要綱名称	菊川市消防団運営費交付金交付要綱										
その他根拠法令											
創設からの経過年数	④20年未満				終期	平成			年度		
補助率 等	8,348,000円				補助率等の要綱等への明示					①有	
補助金の構成	①市単独		財源内訳 (割合)		国		県		その他	市	10/10
補助金額・基準等の 上乘せ・横だし	②無	→	内容 ※「①有」の場合								
交付先の対象	③特定団体(市事務局)										

【実施状況: Action】

事業開始の経緯など	始期	平成	年度	
	消防団員間の親睦や消防団幹部の意識の高揚を図り、消防団運営の活性化を図るため事業を開始した。			
取組み (直近の見直し内容 等)	消防団運営事業に要する経費としての交付額について、消防団の単位である部に対し240,000円の交付額を消防団員1人当り20,000円の交付額に改正した。(平成24年度改正)			
特記事項 (事業に影響を与える環境変化、現状と 交付目的とのギャップ、課題 等)				

【補助金事業の概要: Plan】

目的 (総合計画)		第1次	市民の生命と財産を守るため、消防・防災・水防の強化に努めます。			
		第2次				
関連する個別計画						
目的 (施策の達成)	対象(誰・何を)	消防団員		対象者数	364人	
	意図 (いつまでに、どういう状態にしたいのか)	消防団員の定数を確保し、地域防災力を強化する。				

【補助金の分類: Do】

	判定項目	判定
①	団体の存続そのものに公益性等が認められ、団体の設立・運営を支援するもの	
②	行政効果のある活動を市が奨励することで、より効果を高めるもの	○
③	市の施策事業とほぼ同様、あるいは本来市が主体的に実施する事業を地域団体や関係団体に事業運営を任せる方が効率的・効果的であるもの	
④	市が主体的に設置した団体に対するものや市の地理的・社会的要因により必要と判断したもの(市の施策推進に有効なもの)	
↳	②奨励型補助金	

【公益性・必要性】

判定項目	判定
① 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるものであって、特定の者のみの利益に終わることのないもの	○
② 教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの	
③ 市の施策として事業を団体・個人に積極的に推進しようとするもの	
④ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業の推進を図るための援助が必要なもの	
⑤ 上記のいずれにも該当しない	
↳ 理由	

【有効性・適時性】

判定項目	判定
① 補助金の交付に対して効果が認められる。 ↳ 確認方法 各事業における参加者数の把握及びアンケート調査の実施	○
② 補助の目的・視点・内容などが社会、経済情勢に合致している ↳ 判定理由 消防団員を確保し、消防団活動を円滑にする必要がある。	○
③ 多様な主体と行政との役割分担の中で真に補助すべき事業である。 ↳ 判定理由 消防団は、地域防災の要であり、組織運営のために必要である。	○
④ 補助に対するニーズが十分ある。 ↳ 判定理由 団員負担による消防団運営では、個人負担が大きく、補助金が必要である。	○

【補助の適格性】

判定項目	判定
① 補助金の支出目的、支出範囲が憲法第89条等の法令の規定に抵触しない。	○
② 補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいている。	○
③ 他に同様の目的をもった補助金がない。	○
④ 補助金として支出することに妥当性がある。	○
⑤ 交付決定の方法に具体的な審査基準がある。	○
⑥ 団体等の会計処理及び補助金の使途が適正である。 ↳ 確認方法 会計報告及び領収書を提出させている。	○
⑦ 団体等の決算における繰越金(剰余金)が、補助しようとする額から判断し、妥当である。 ↳ 確認方法 決算書の提出	○

【補助対象経費】

判定項目	判定
① 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費が含まれていない。	○
② 補助率は、原則として2分の1以下となっている。 ↳ ×の場合 理由	○

【補助期間】

判定項目	判定
市単独補助金は、原則として3年以内の終期が設定されている。 (国、県等の制度によるものは、国、県等の終期に合わせて設定している) ↳ ×の場合 理由	○

【奨励型】菊川市補助金評価シート（評価実施年度：平成29年度）

【基本事項】											整理No		77		
補助金名			消防団運営費交付金								前回整理No		85		
予算科目			款	9	項	1	目	2	事業	109007	節	19	細節	905	
評価担当			消防本 部				消防総務 課				消防団 係				
目的 (総合計画)	第一次	消防体制の強化促進													
	第二次	消防力を高めるまちづくり													

【投入された費用の推移】		平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助実績 交付件数(件)		3	3	3
予算金額	当初予算(千円)	8,348	8,348	8,348
実績金額	①事業費(千円)	7,378	7,378	7,511
財源内訳 (実績)	国庫支出金(千円)			
	県支出金(千円)			
	その他(千円)			
	一般財源(千円)	7,378	7,378	7,511
交付件数 前年度比(件)			0	0
事業費 前年度比(千円)			0	133
特定団体のみ	団体の決算(千円)	7,378	7,378	7,511
	②繰越金の額(千円)	257	86	74
	事業費に対する繰越の割合 (②/①)	3%	1%	0

【補助事業の評価】	
判定項目	判定
① 投入した費用を踏まえ、今後補助金の交付に対して更なる効果が期待できる。	○
↳ 判定の理由 消防団員間の親睦や幹部の意識の高揚等、消防団が活性化され、円滑な消防団活動により、地域防災力の強化が期待できる。	
② 交付開始時と比較して行政関与の役割を強化する必要がある。	○
↳ 判定の理由 地域防災の要である消防団の活動を補助し、地域防災力の強化が必要である。	
③ 交付開始時と比較して、ニーズが希薄化していない。	○
↳ 判定の理由 消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である。	
④ 今の社会情勢において、優先的に行う必要がある(緊急性が認められる。)	○
↳ 判定の理由 消防団員の減少に歯止めをかけ、消防団活動を円滑にする必要がある。	
⑤ 団体等の設立目的、事業内容と補助の目的との整合がとれている。	○
↳ 確認方法 補助金により、消防団活動が円滑にできている。	
⑥ 類似事業との整理・統廃合について、検討の余地がない。 (他に同様の目的をもった補助金がない。)	○
⑦ 補助金以外の手法について、検討の余地がない。 (補助金支出という手段で対象者・団体等に関与することが妥当である。)	
⑧ 補助を受けるものも適正な負担をしている。	○
↳ 理由(×の場合)	
⑨ 補助事業について、分かりやすい情報発信を行っている。	×
↳ 方法	
⑩ 事業効果として、今後の発展が期待できる。(具体的に説明できる費用対効果がある。)	○
↳ 判定の理由 ①に同じ。	

【補助金交付後の扱い】

※目的に合った使い方又は交付条件に合った状態が維持されているかを確認することを言います。(補助金により取得した財産の扱い等)

交付後の確認※	(する) ・ しない ⇨ しない場合の理由 ()
確認時期・方法	事業完了後に、事業実績報告(会計報告)及び領収証の提出により確認
条件から外れた場合の対応方法	補助対象の内容を事前に充分説明するため、条件から外れないと考える。 外れた場合は、交付対象外とする。

【補助効果の検証】※総合計画における上位施策の達成状況を踏まえて記入します。

成果指標	効果の測定方法	消防団員の団結力及び団員確保	
	達成状況 (意図の達成度合いを示すもの)	交付金により、互助会事業や幹部研修を行い、知識向上、士気高揚が図ることができ、消防団活動が円滑に行えている。	
効果検証	判定	☐ 十分効果をあげている ☐ 効果に疑問がある ☒ 一定の効果をあげている ☐ その他	
	判定理由	消防団の運営及び組織の団結に寄与している。	

【現状と課題】

平成29年度の実績	・消防団員互助会運営事業に対する補助 ・消防団幹部視察研修事業に対する補助 ・分団運営に係る事業及び研修に対する補助
事業の問題点・課題	道路交通法の一部改正に伴い、免許制度が改正されたことにより、消防団ポンプ車を運転するためには、準中型免許が必要となります。 今後、消防団員を確保するにあたり、「免許取得費の補助」を視野に入れ、検討する必要があります。
補助金を廃止した場合の問題点 (継続しなければならない理由)	各種事業や研修は、消防団員の士気高揚に繋がるものであり、継続する必要がある。

【今後の方向性(担当課評価)】

B2

A : 現行のまま継続
B1 : 重点化(対象の拡大、補助率の増など)
B2 : 縮小(対象の制限、補助率の減など)
C : 終了・廃止 → (廃止の場合 平成 年度まで)

今後の取組内容(Bの場合は改善計画、Cの場合は理由)	設定終期 3 2 年
消防団員互助会運営事業において、慶弔費の増加がみられ、補助金事業として相応しくないため、補助金対象(要綱)から外す。(補助金額:約500千円)	

【今後の方向性(最終評価)】※企画政策課が使用します。

【memo】

補助金事業カルテ

【基本事項】											整理No		67	
補助金名		自給率向上推進事業補助金									前回整理No			
予算科目		款	6	項	1	目	5	事業	106023	節	19	細節		
評価担当		建設経済 部					農林 課				農業振興 係			

【補助金制度の概要: Check】										
要綱名称	菊川市自給率向上推進対策事業補助金交付要綱(平成24年3月30日 告示113号)									
その他根拠法令										
創設からの経過年数	③10年未満				終期	平成 29		年度		
補助率 等	10a当たり6,500円				補助率等の要綱等への明示				①有	
補助金の構成	①市単独		財源内訳 (割合)	国		県		その他	市	10/10
補助金額・基準等の 上乘せ・横だし	②無	→	内容 ※「①有」の場合							
交付先の対象	①個人									

【実施状況：Action】			
	始期	平成 24 年度	
事業開始の経緯など	需要に応じた米の計画的生産と水田を有効に利用した転作作物等で生産拡大により、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図るために事業を開始した。		
取組み (直近の見直し内容等)	平成28年度に補助金額の変更 10a当たり13,000円→10a当たり6,500円		
特記事項 (事業に影響を与える環境変化、現状と交付目的とのギャップ、課題等)			

【補助金事業の概要: Plan】				
目的 (総合計画)	第1次	農業振興を図るとともに、次世代農業を推進する。		
	第2次			
関連する個別計画				
目的 (施策の達成)	対象(誰・何を)	米の生産調整で水田において、小麦・大豆を転作している農業者	対象者数	22名
	意図 (いつまでに、どういう状態にしたいのか)	小麦・大豆のブロックローテーション等による集団転作は、近年飼料用米による転作が拡大しているため、平成30年度を目途に廃止する予定である。		

【補助金の分類:Do】	
判定項目	判定
① 団体の存続そのものに公益性等が認められ、団体の設立・運営を支援するもの	
② 行政効果のある活動を市が奨励することで、より効果を高めるもの	○
③ 市の施策事業とほぼ同様、あるいは本来市が主体的に実施する事業を地域団体や関係団体に事業運営を任せる方が効率的・効果的であるもの	
④ 市が主体的に設置した団体に対するものや市の地理的・社会的要因により必要と判断したもの（市の施策推進に有効なもの）	○

②奨励型補助金

【公益性・必需性】	
判定項目	判定
① 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるものであって、特定の者のみの利益に終わることのないもの	
② 教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの	
③ 市の施策として事業を団体・個人に積極的に推進しようとするもの	
④ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業の推進を図るための援助が必要なもの	○
⑤ 上記のいずれにも該当しない	
↳ 理由	

【有効性・適時性】		判定項目	判定
①	補助金の交付に対して効果が認められる。 ↳ 確認方法 補助金の交付により当市の米の生産数量目標は達成出来ている。		○
②	補助の目的・視点・内容などが社会、経済情勢に合致している ↳ 判定理由 米の生産数量目標を達成するため、水田耕作者に対して協力してもらう。		○
③	多様な主体と行政との役割分担の中で真に補助すべき事業である。 ↳ 判定理由 米の生産調整は、国・県から数量目標が示され各農家へ配分しているので、行政が主体となつて		○
④	補助に対するニーズが十分ある。 ↳ 判定理由 小麦・大豆の転作は今後も続いていくが、飼料用米の転作が拡大しているため、平成30年度で廃止の予定である。		△

【補助の適格性】	
判定項目	判定
① 補助金の支出目的、支出範囲が憲法第89条等の法令の規定に抵触しない。	○
② 補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいている。	○
③ 他に同様の目的をもった補助金がない。	○
④ 補助金として支出することに妥当性がある。	○
⑤ 交付決定の方法に具体的な審査基準がある。	○
⑥ 団体等の会計処理及び補助金の使途が適正である。	
↳ 確認方法	
⑦ 団体等の決算における繰越金(剰余金)が、補助しようとする額から判断し、妥当である。	
↳ 確認方法	

【補助対象経費】	
判定項目	判定
① 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費が含まれていない。	
② 補助率は、原則として2分の1以下となっている。 ↳ ×の場合 理由 作付面積に基準単価を乗じるため	×

【補助期間】	
判定項目	判定
市単独補助金は、原則として3年以内の終期が設定されている。 (国、県等の制度によるものは、国、県等の終期に合わせて設定している) ↳ × の場合 理由	○

【政策推進型】菊川市補助金評価シート（評価実施年度：平成29年度）

【基本事項】										整理No	58			
補助金名		自給率向上推進対策事業補助金								前回整理No				
予算科目		款	6	項	1	目	5	事業	106023	節	19	細節	649	
評価担当		建設経済 部				農林 課				農業振興 係				
目的 (総合計画)	第一次	農業振興を図るとともに、次世代農業を推進する。												
	第二次	農業振興と次世代農業モデルを推進するまちづくり												

【投入された費用の推移】		平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助実績 交付件数(件)		1	1	1
予算金額	当初予算(千円)	9,880	10,010	5,005
実績金額	①事業費(千円)	9,984	9,155	3,620
財源内訳 (実績)	国庫支出金(千円)	0	0	0
	県支出金(千円)	0	0	0
	その他(千円)	0	0	0
	一般財源(千円)	9,984	9,155	3,620
交付件数 前年度比(件)		0	0	0
事業費 前年度比(千円)		1,360	(829)	(5,535)
特定団体のみ	団体の決算(千円)			
	②繰越金の額(千円)			
	事業費に対する繰越の割合 (②/①)	0%	0%	0

【補助事業の評価】	
判定項目	判定
① 投入した費用を踏まえ、今後補助金の交付に対して更なる効果が期待できる。	
↳ 判定の理由 補助金の交付により当市の米の生産数量目標は達成できている。	○
② 交付開始時と比較して行政関与の役割を強化する必要がある。	
↳ 判定の理由 米の生産調整は、国・県から数量目標が示され各農家へ配分しているため、行政が主体となっているため。	○
③ 交付開始時と比較して、ニーズが希薄化していない。	
↳ 判定の理由 小麦・大豆の転作は今後も続いていくが、飼料用米の転作が拡大しているため、平成30年度で廃止の予定であるため。	△
④ 今の社会情勢において、優先的に行う必要がある(緊急性が認められる。)	
↳ 判定の理由 米の生産数量目標を達成するために必要であるため。	○
⑤ 団体等の設立目的、事業内容と補助の目的との整合がとれている。	
↳ 確認方法 当市の米の生産数量目標の確認。	○
⑥ 類似事業との整理・統廃合について、検討の余地がない。 (他に同様の目的をもった補助金がない。)	○
⑦ 補助金以外の手法について、検討の余地がない。 (補助金支出という手段で対象者・団体等に関与することが妥当である。)	○
⑧ 補助を受けるものも適正な負担をしている。	
↳ 理由(×の場合)	○
⑨ 補助事業について、分かりやすい情報発信を行っている。	
↳ 方法 会議の場等で情報発信を行っている。	○
⑩ 補助対象事業は、市の特徴を活かしている、又は市の課題を解決するために有効である。	
↳ 判定の理由 補助金の交付により当市の米の生産数量目標は達成できているため。	○
⑪ 事業の創意工夫、市の施策推進への協力を促す仕組み・制度工夫に向けた取組みがある。	
↳ 具体的な内容 需要に応じた米の計画的生産と水田を有効に利用した転作作物等で生産拡大により、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図る事業である。	○

【補助金交付後の扱い】	
※目的に合った使い方又は交付条件に合った状態が維持されているかを確認することを言います。(補助金により取得した財産の扱い等)	
交付後の確認※	(する) ・ しない ⇔ しない場合の理由 ()
確認時期・方法	実績報告等により確認。
条件から外れた場合の対応方法	補助金返還等の対応。

【補助効果の検証】※総合計画における上位施策の達成状況を踏まえて記入します。		
成果指標	効果の測定方法	米の生産数量による確認
	達成状況 (意図の達成度合いを示すもの)	平成28年度米の生産数量目標62.2%
効果検証	判定	☒ 十分効果をあげている ☐ 効果に疑問がある ☐ 一定の効果をあげている ☐ その他
	判定理由	米の生産数量目標を達成している。

【現状と課題】	
平成29年度の取組	需要に応じた米の計画的生産と水田を有効に利用した転作作物等で生産拡大により、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図る。
事業の問題点・課題	小麦・大豆のブロックローテーション等による集団転作は、近年飼料用米による転作が拡大している。
補助金を廃止した場合の問題点 (継続しなければならない理由)	小麦・大豆のブロックローテーション等による集団転作は、近年飼料用米による転作が拡大しているため、平成30年度を目途に廃止する予定である。

【今後の方向性(担当課評価)】		
B2	A : 現行のまま継続	
	B1 : 重点化(対象の拡大、補助率の増など)	
	B2 : 縮小(対象の制限、補助率の減など)	
	C : 終了・廃止 → (廃止の場合 平成 年度まで)	
今後の取組内容(Bの場合は改善計画、Cの場合は理由)		設定終期 30 年
小麦・大豆のブロックローテーション等による集団転作は、近年飼料用米による転作が拡大しているため、平成30年度を目途に廃止する予定である。		

【今後の方向性(最終評価)】※企画政策課が使用します。	
	【memo】

補助金事業カルテ

【基本事項】										整理No		3		
補助金名		指定通信教育修了者受講費助成金								前回整理No		3		
予算科目		款	2	項	1	目	1	事業	102002	節	19	細節	22	
評価担当		総務 部					総務 課					人事研修 係		

【補助金制度の概要:Check】												
要綱名称	菊川市職員通信教育助成金交付要綱											
その他根拠法令												
創設からの経過年数	③10年未満					終期	平成 29 年度					
補助率 等	受講料の50%(千円未満切捨て)					補助率等の要綱等への明示				①有		
補助金の構成	①市単独		財源内訳 (割合)		国	0	県	0	その他	0	市	100
補助金額・基準等の 上乘せ・横だし	②無	→	内容 ※「①有」の場合									
交付先の対象	①個人											

【実施状況: Action】

	始期	平成 24 年度	
事業開始の経緯など	平成24年度から運用開始となった「3市広域研修計画」において、職員の自己啓発意欲の促進及び職務遂行能力の向上に資するため、通信教育講座の受講料助成制度を導入することとなった。		
取組み (直近の見直し内容等)	・平成28年度から助成対象となる研修科目を見直した。		
特記事項 (事業に影響を与える環境変化、現状と交付目的とのギャップ、課題 等)			

【補助金事業の概要: Plan】				
目的 （総合計画）		第1次	多様なニーズに対応できる効率的・効果的な行政運営がされているまち	
		第2次		
関連する個別計画		3市広域研修計画		
目的 （施策の達成）	対象（誰・何を）	市職員（病院医療職、消防職を除く）	対象者数	364人
	意図 （いつまでに、どういう状態にしたいのか）	職員が自己の置かれた立場や自らの意志に基づき、主体的に能力開発に取り組むことで、職務遂行に必要な能力の獲得、向上を図ることにより、効率的な行政運営の実現する。		

【補助金の分類:Do】	
判定項目	判定
① 団体の存続そのものに公益性等が認められ、団体の設立・運営を支援するもの	
② 行政効果のある活動を市が奨励することで、より効果を高めるもの	○
③ 市の施策事業とほぼ同様、あるいは本来市が主体的に実施する事業を地域団体や関係団体に事業運営を任せる方が効率的・効果的であるもの	
④ 市が主体的に設置した団体に対するものや市の地理的・社会的要因により必要と判断したもの（市の施策推進に有効なもの）	
↳ ②奨励型補助金	

【公益性・必要性】													
判定項目												判定	
① 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるものであって、特定の者のみの利益に終わることのないもの													
② 教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの													
③ 市の施策として事業を団体・個人に積極的に推進しようとするもの												○	
④ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業の推進を図るための援助が必要なもの													
⑤ 上記のいずれにも該当しない													
↳ 理由													

【有効性・適時性】													
判定項目												判定	
① 補助金の交付に対して効果が認められる。 ↳ 確認方法 資格取得関連の受講科目は取得実績。知識・教養的な科目は、人事評価制度における能力評価												○	
② 補助の目的・視点・内容などが社会、経済情勢に合致している ↳ 判定理由 自ら学ぶ意欲のある職員の職務能力向上を促すことで組織力を高め、効率的な行政運営を目指すものであり、妥当である。												○	
③ 多様な主体と行政との役割分担の中で真に補助すべき事業である。 ↳ 判定理由 市が職員個々の事情に対応した研修メニューを準備するのは困難であり、それらを補完する事業として必要である。												○	
④ 補助に対するニーズが十分ある。 ↳ 判定理由 集合研修が用意されない科目の受講希望者、集合研修への参加が困難な受講希望者など毎年度、一定数の受講者がいる。												○	

【補助の適格性】													
判定項目												判定	
① 補助金の支出目的、支出範囲が憲法第89条等の法令の規定に抵触しない。												○	
② 補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいている。												○	
③ 他に同様の目的をもった補助金がない。												○	
④ 補助金として支出することに妥当性がある。												○	
⑤ 交付決定の方法に具体的な審査基準がある。												○	
⑥ 団体等の会計処理及び補助金の使途が適正である。 ↳ 確認方法 修了証書の受領をもって、補助金を支払う。												○	
⑦ 団体等の決算における繰越金（剰余金）が、補助しようとする額から判断し、妥当である。 ↳ 確認方法 個人の支払い実績に基づく定率補助のため、繰越金は発生しない。												○	

【補助対象経費】													
判定項目												判定	
① 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費が含まれていない。												○	
② 補助率は、原則として2分の1以下となっている。 ↳ ×の場合 理由												○	

【補助期間】													
判定項目												判定	
市単独補助金は、原則として3年以内の終期が設定されている。													
（国、県等の制度によるものは、国、県等の終期に合わせて設定している） ↳ ×の場合 理由												○	

【奨励型】菊川市補助金評価シート（評価実施年度：平成29年度）

【基本事項】										整理No	3			
補助金名		指定通信教育修了者受講費助成金								前回整理No				
予算科目		款	2	項	1	目	1	事業	102002	節	19	細節	22	
評価担当		総務 部				総務 課				人事研修 係				
目的 (総合計画)	第一次	多様なニーズに対応できる効率的・効果的な行政運営がされているまち												
	第二次	未来に向かって行財政機能を高めるまちづくり												

【投入された費用の推移】		平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助実績 交付件数(件)		10	14	8
予算金額	当初予算(千円)	200	200	200
実績金額	①事業費(千円)	103	127	67
財源内訳 (実績)	国庫支出金(千円)	0	0	0
	県支出金(千円)	0	0	0
	その他(千円)	0	0	0
	一般財源(千円)	103	127	67
交付件数 前年度比(件)		(9)	4	(6)
事業費 前年度比(千円)		(57)	24	(60)
特定団体のみ	団体の決算(千円)			
	②繰越金の額(千円)			
	事業費に対する繰越の割合 (②/①)	0%	0%	0

【補助事業の評価】		判定項目	判定
① 投入した費用を踏まえ、今後補助金の交付に対して更なる効果が期待できる。			○
↳ 判定の理由 専門的な資格の取得や、事務能力の向上により、多様化する市民ニーズに対応できるようになることが期待できる。			
② 交付開始時と比較して行政関与の役割を強化する必要がある。			○
↳ 判定の理由 職員の自己啓発意欲に応え、職員が自ら能力開発を行うため、市がバックアップしていく必要がある。			
③ 交付開始時と比較して、ニーズが希薄化していない。			○
↳ 判定の理由 H29は現在、17件の申し込み予定がある。			
④ 今の社会情勢において、優先的に行う必要がある(緊急性が認められる。)			○
↳ 判定の理由 多様化する市民ニーズに対応するため、市等が開催する研修以外のことを学ぶことができる			
⑤ 団体等の設立目的、事業内容と補助の目的との整合がとれている。			×
↳ 確認方法 団体の運営等に対する補助ではないため。			
⑥ 類似事業との整理・統廃合について、検討の余地がない。 (他に同様の目的をもった補助金がない。)			○
⑦ 補助金以外の手法について、検討の余地がない。 (補助金支出という手段で対象者・団体等に関与することが妥当である。)			○
⑧ 補助を受けるものも適正な負担をしている。			○
↳ 理由(×の場合) 受講経費の半分は個人負担である。			
⑨ 補助事業について、分かりやすい情報発信を行っている。			○
↳ 方法 全職員に向けて、案内の通知を送付している。			
⑩ 事業効果として、今後の発展が期待できる。(具体的に説明できる費用対効果がある。)			○
↳ 判定の理由 資格取得関連の受講科目は取得実績を、知識・教養的な科目は人事評価制度における能力評価により効果の検証を行う。			

【補助金交付後の扱い】

※目的に合った使い方又は交付条件に合った状態が維持されているかを確認することを言います。(補助金により取得した財産の扱い等)

交付後の確認※	する ・ しない ⇄ しない場合の理由 ()
確認時期・方法	申請者の修了証(写し)の提出をもって交付している。(実績払いである。)
条件から外れた場合の対応方法	当該補助金交付要綱の第3条で定めた対象者以外の者に対しては、交付を行っていない。

【補助効果の検証】※総合計画における上位施策の達成状況を踏まえて記入します。

成果指標	効果の測定方法	指定研修受講修了者数
	達成状況 (意図の達成度合いを示すもの)	H26:10人 H27:14人 H28:8人
効果検証	判定	☐ 十分効果をあげている ☐ 効果に疑問がある ☒ 一定の効果をあげている ☐ その他
	判定理由	自らの意志をもって、自己能力開発に資することで、受講した職員の全般的な職務遂行能力の向上が図られているため。

【現状と課題】

平成29年度 of 取組	受講希望者(申請者)を増加させるため、講座を精査し、補助対象とすべき講座の拡充を行った。
事業の問題点・課題	制度をさらに周知させるとともに、講座未修了者を減少させるための取組みの検討。
補助金を廃止した場合の問題点 (継続しなければならない理由)	通信講座の受講希望者が減少する可能性があり、市が事業所として職員の自己啓発意欲に応えることによって、職員のモチベーションを維持及び高めていく必要があるため。

【今後の方向性(担当課評価)】

A

A : 現行のまま継続
B1 : 重点化(対象の拡大、補助率の増など)
B2 : 縮小(対象の制限、補助率の減など)
C : 終了・廃止 → (廃止の場合 平成 年度まで)

今後の取組内容(Bの場合は改善計画、Cの場合は理由)	設定終期 3 年
時宜に応じて、研修メニューの見直しを行い、今後も継続して助成を行っていく。	

【今後の方向性(最終評価)】※企画政策課が使用します。

	【memo】
--	--------

補助金事業カルテ

【基本事項】										整理No		47		
補助金名		自然エネルギー利用促進補助金								前回整理No		50		
予算科目		款	4	項	1	目	9	事業	104029	節	19	細節	1513	
評価担当		生活環境 部						環境推進 課				環境政策 係		

【補助金制度の概要: Check】													
要綱名称	菊川市自然エネルギー利用促進補助金交付要綱												
その他根拠法令													
創設からの経過年数	③10年未満							終期	平成 32 年度				
補助率 等	8,000円(上限40,000円)太陽熱温水器:1㎡あたり2,000円(上限8,000円)、ソーラーシステ							補助率等の要綱等への明示				①有	
補助金の構成	①市単独			財源内訳(割合)		国		県		その他		市	
補助金額・基準等の乗せ・横だし	①有	→	内容 ※「①有」の場合	静岡県が既築住宅のみ対象に太陽光パネル1kwあたり1万円(上限4万円)・太陽熱利用設備対象経費の1/10(上限10万円)補助									
交付先の対象	①個人												

【実施状況: Action】				
事業開始の経緯など	始期	平成	21	年度
	自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止を図るため			
取組み (直近の見直し内容等)	県が補助金の見直しをした際に、他市町と同様程度の補助率に下げた。			
特記事項 (事業に影響を与える環境変化、現状と交付目的とのギャップ、課題 等)				

【補助金事業の概要: Plan】				
目的 (総合計画)		第1次	環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現	
		第2次		
関連する個別計画		菊川市環境基本計画		
目的 (施策の達成)	対象(誰・何を)	太陽光発電システム、太陽熱温水器などを設置するもの	対象者数	47934人 ※滞納のない人
	意図 (いつまでに、どういう状態にしたいのか)	自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止を図ることを目的とする。		

【補助金の分類:Do】	
判定項目	判定
① 団体の存続そのものに公益性等が認められ、団体の設立・運営を支援するもの	
② 行政効果のある活動を市が奨励することで、より効果を高めるもの	○
③ 市の施策事業とほぼ同様、あるいは本来市が主体的に実施する事業を地域団体や関係団体に事業運営を任せる方が効率的・効果的であるもの	
④ 市が主体的に設置した団体に対するものや市の地理的・社会的要因により必要と判断したもの（市の施策推進に有効なもの）	
↳ ②奨励型補助金	

【公益性・必要性】													
判定項目												判定	
① 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるものであって、特定の者のみの利益に終わることのないもの													
② 教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの													
③ 市の施策として事業を団体・個人に積極的に推進しようとするもの												○	
④ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業の推進を図るための援助が必要なもの													
⑤ 上記のいずれにも該当しない													
↳ 理由													

【有効性・適時性】													
判定項目												判定	
① 補助金の交付に対して効果が認められる。 ↳ 確認方法 申請数は年々減少しているが市内の設置件数は毎年順調に増加している。												○	
② 補助の目的・視点・内容などが社会、経済情勢に合致している ↳ 判定理由 申請数は年々減少傾向にあるが、平成28年度も100件以上の申請がある。												○	
③ 多様な主体と行政との役割分担の中で真に補助すべき事業である。 ↳ 判定理由 自然エネルギーを推進する中で市内の各家庭において積極的に導入を図るべきである。												○	
④ 補助に対するニーズが十分ある。 ↳ 判定理由 平成28年度も100件以上の申請がある。												○	

【補助の適格性】													
判定項目												判定	
① 補助金の支出目的、支出範囲が憲法第89条等の法令の規定に抵触しない。												○	
② 補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいている。												○	
③ 他に同様の目的をもった補助金がない。												○	
④ 補助金として支出することに妥当性がある。												○	
⑤ 交付決定の方法に具体的な審査基準がある。												○	
⑥ 団体等の会計処理及び補助金の使途が適正である。 ↳ 確認方法												-	
⑦ 団体等の決算における繰越金(剰余金)が、補助しようとする額から判断し、妥当である。 ↳ 確認方法												-	

【補助対象経費】													
判定項目												判定	
① 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費が含まれていない。												○	
② 補助率は、原則として2分の1以下となっている。 ↳ ×の場合 理由												○	

【補助期間】													
判定項目												判定	
市単独補助金は、原則として3年以内の終期が設定されている。													
(国、県等の制度によるものは、国、県等の終期に合わせて設定している) ↳ ×の場合 理由												○	

【奨励型】菊川市補助金評価シート（評価実施年度：平成29年度）

【基本事項】										整理No	40			
補助金名		自然エネルギー利用促進補助金								前回整理No	50			
予算科目		款	4	項	1	目	9	事業	104029	節	19	細節	1513	
評価担当		生活環境 部				環境推進 課				環境政策 係				
目的 (総合計画)	第一次	環境への負荷が少ない維持的発展が可能な循環型社会の実現												
	第二次	快適な環境で安心して暮らせるまち												

【投入された費用の推移】		平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助実績 交付件数(件)		169	121	107
予算金額	当初予算(千円)	8,880	6,120	4,340
実績金額	①事業費(千円)	6,865	3,307	3,088
財源内訳 (実績)	国庫支出金(千円)			
	県支出金(千円)			
	その他(千円)			
	一般財源(千円)	6,865	3,307	3,088
交付件数 前年度比(件)		(40)	(48)	(14)
事業費 前年度比(千円)		(1,806)	(3,558)	(219)
特定団体のみ	団体の決算(千円)			
	②繰越金の額(千円)			
	事業費に対する繰越の割合 (②/①)	0%	0%	0

【補助事業の評価】		判定項目	判定
①	投入した費用を踏まえ、今後補助金の交付に対して更なる効果が期待できる。		○
	↳ 判定の理由 補助金申請件数は減少しているが、太陽光発電システム設置件数の増加に寄与している。		
②	交付開始時と比較して行政関与の役割を強化する必要がある。		○
	↳ 判定の理由 現補助制度内容を見直すなかで地球温暖化防止対策の推進を図る必要あり		
③	交付開始時と比較して、ニーズが希薄化していない。		×
	↳ 判定の理由 補助申請件数が減少傾向にある。		
④	今の社会情勢において、優先的に行う必要がある(緊急性が認められる。)		○
	↳ 判定の理由 地球温暖化防止対策の一つとして低炭素社会を目指す自然エネルギーの活用は重要である		
⑤	団体等の設立目的、事業内容と補助の目的との整合がとれている。		×
	↳ 確認方法		
⑥	類似事業との整理・統廃合について、検討の余地がない。 (他に同様の目的をもった補助金がない。)		○
⑦	補助金以外の手法について、検討の余地がない。 (補助金支出という手段で対象者・団体等に関与することが妥当である。)		○
⑧	補助を受けるものも適正な負担をしている。		○
	↳ 理由(×の場合) 補助率は、設置費用の1/2未満となっている		
⑨	補助事業について、分かりやすい情報発信を行っている。		○
	↳ 方法 ホームページ、広報等による情報発信を行っている		
⑩	事業効果として、今後の発展が期待できる。(具体的に説明できる費用対効果がある。)		○
	↳ 判定の理由 設置件数の増により地球温暖化防止の推進が図られる		

【補助金交付後の扱い】

※目的に合った使い方又は交付条件に合った状態が維持されているかを確認することを言います。(補助金により取得した財産の扱い等)

交付後の確認※	する ・ しない ⇒ しない場合の理由 (下記のとおりのため)
確認時期・方法	補助対象機器の設置に関する領収書、設置状況写真、太陽光発電システムについては電力会社からの「発電設備の連係に関するお知らせ」の写しと併せて所定の実績報告書を提出させ、その確認後補助金を交付する
条件から外れた場合の対応方法	交付決定の全部又は一部を取り消す

【補助効果の検証】※総合計画における上位施策の達成状況を踏まえて記入します。

成果指標	効果の測定方法	市内の太陽光発電システムの設置件数
	達成状況 (意図の達成度合いを示すもの)	設置件数は年々増加している。 H26.3月 1,333件、H27.3月 1,697件、H28.3月 1,974件、H29.3月 2,195件 ※菊川市環境基本計画:太陽光発電システム設置件数(累計)…目標(H31)2,600件
効果検証	判定	☐ 十分効果をあげている ☐ 効果に疑問がある ☒ 一定の効果をあげている ☐ その他
	判定理由	市内の太陽光発電システムの設置件数が年々増加している。

【現状と課題】

平成29年度の実績	当該補助制度の周知を実施し、当初予算額に対して100%近い実施率を目指す
事業の問題点・課題	県の現在の補助金が今年度をもって終了し、新たな補助金を検討している。県や近隣市の動向を見極める必要がある。
補助金を廃止した場合の問題点 (継続しなければならない理	太陽光発電システム等の設置件数に影響を及ぼす可能性がある ※菊川市環境基本計画:太陽光発電システム設置件数(累計)…目標(H31)2,600件

【今後の方向性(担当課評価)】

A

A : 現行のまま継続
B1 : 重点化(対象の拡大、補助率の増など)
B2 : 縮小(対象の制限、補助率の減など)
C : 終了・廃止 → (廃止の場合 平成 年度まで)

今後の取組内容(Bの場合は改善計画、Cの場合は理由)	設定終期 年
太陽光発電システムの補助対象施設の見直しと新たな補助対象機器の設定を検討する。	

【今後の方向性(最終評価)】※企画政策課が使用します。

	【memo】
--	--------

補助金事業カルテ

【基本事項】										整理No			
補助金名		菊川市シルバー人材センター育成事業費補助金								前回整理No		25	
予算科目		款	3	項	1	目	3	事業	103034	節	19	細節	217
評価担当		健康福祉 部				長寿介護 課				高齢者福祉 係			

【補助金制度の概要:Check】										
要綱名称	公益社団法人菊川市シルバー人材センター育成事業費補助金交付要綱									
その他根拠法令	高齢者等の雇用の安定等に関する法律									
創設からの経過年数	④20年未満					終期	平成 46 年度			
補助率 等	国(厚生労働省)から直接交付を受ける補助金と同額以上					補助率等の要綱等への明示			②無	
補助金の構成	①市単独		財源内訳 (割合)		国		県		その他	市 10/10
補助金額・基準等の 上乗せ・横だし	②無	→	内容 ※「①有」の場合							
交付先の対象	④特定団体(その他)									

【実施状況:Action】			
事業開始の経緯など	始期	平成	年度
	定年退職後等の高齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的とする。		
取組み (直近の見直し内容等)	平成26年度に見直し。国の制度設計において必要とされているもの。		
特記事項 (事業に影響を与える環境変化、現状と交付目的とのギャップ、課題 等)			

【補助金事業の概要:Plan】			
目的 (総合計画)	第1次	健康長寿のための生きがい対策事業	
	第2次		
関連する個別計画		第7次高齢者保健福祉計画	
目的 (施策の達成)	対象(誰・何を)	菊川市シルバー人材センター	対象者数
	意図 (いつまでに、どういう状態にしたいのか)	菊川市シルバー人材センターの健全な財務体制の維持をすることで、高齢者の就業機会の増大と福祉の増	

【補助金の分類:Do】			
判定項目			判定
① 団体の存続そのものに公益性等が認められ、団体の設立・運営を支援するもの			○
② 行政効果のある活動を市が奨励することで、より効果を高めるもの			
③ 市の施策事業とほぼ同様、あるいは本来市が主体的に実施する事業を地域団体や関係団体に事業運営を任せる方が効率的・効果的であるもの			
④ 市が主体的に設置した団体に対するものや市の地理的・社会的要因により必要と判断したもの(市の施策推進に有効なもの)			
①団体運営費補助型補助金			

【公益性・必要性】	
判定項目	判定
① 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるものであって、特定の者のみの利益に終わることのないもの	
② 教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの	
③ 市の施策として事業を団体・個人に積極的に推進しようとするもの	○
④ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業の推進を図るための援助が必要なもの	○
⑤ 上記のいずれにも該当しない	
↳ 理由	

【有効性・適時性】	
判定項目	判定
① 補助金の交付に対して効果が認められる。	○
↳ 確認方法	高齢者の就業機会を作るためのもの
② 補助の目的・視点・内容などが社会、経済情勢に合致している	○
↳ 判定理由	高齢者の就業機会を作るためのもの
③ 多様な主体と行政との役割分担の中で真に補助すべき事業である。	○
↳ 判定理由	法により、法人の収益のための団体とされていないため、その運営には補助金が不可欠
④ 補助に対するニーズが十分ある。	○
↳ 判定理由	高齢者の就業機会を作るためであり、今後一層求められる

【補助の適格性】	
判定項目	判定
① 補助金の支出目的、支出範囲が憲法第89条等の法令の規定に抵触しない。	○
② 補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいている。	○
③ 他に同様の目的をもった補助金がない。	
④ 補助金として支出することに妥当性がある。	○
⑤ 交付決定の方法に具体的な審査基準がある。	○
⑥ 団体等の会計処理及び補助金の使途が適正である。	○
↳ 確認方法	監査資料の確認
⑦ 団体等の決算における繰越金(剰余金)が、補助しようとする額から判断し、妥当である。	○
↳ 確認方法	その法人のあり方

【補助対象経費】	
判定項目	判定
① 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費が含まれていない。	○
② 補助率は、原則として2分の1以下となっている。	×
↳ ×の場合 理由	国により計画された額

【補助期間】	
判定項目	判定
市単独補助金は、原則として3年以内の終期が設定されている。	○
(国、県等の制度によるものは、国、県等の終期に合わせて設定している)	
↳ ×の場合 理由	

【団体運営費補助型】 菊川市補助金評価シート（評価実施年度：平成29年度）

【基本事項】										整理No		24		
補助金名		菊川市シルバー人材センター育成事業費補助金								前回整理No		25		
予算科目		款	3	項	1	目	3	事業	103034	節	19	細節	217	
評価担当		健康福祉 部				長寿介護 課				高齢者福祉 係				
目的 (総合計画)	第一次	高齢者が生きがいを持ち、すこやかに暮らせるまち												
	第二次	高齢者が元気にいきいきと暮らせるまちづくり												

【投入された費用の推移】		平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助実績 交付件数(件)		1	1	1
予算金額	当初予算(千円)	7,500	8,780	8,381
実績金額	①事業費(千円)	7,500	8,780	8,381
財源内訳 (実績)	国庫支出金(千円)	0	0	0
	県支出金(千円)	0	0	0
	その他(千円)	0	0	0
	一般財源(千円)	7,500	8,780	8,381
交付件数 前年度比(件)		0	0	0
事業費 前年度比(千円)		100	1,280	(399)
特定団体のみ	団体の決算(千円)	240,953	236,826	231,550
	②繰越金の額(千円)	565	4,494	1,868
	事業費に対する繰越の割合 (②/①)	8%	51%	22%

【補助事業の評価】		判定項目	判定
① 投入した費用を踏まえ、今後補助金の交付に対して更なる効果が期待できる。			
↳ 判定の理由 高齢者の就業の機会を守るために必要。			○
② 交付開始時と比較して行政関与の役割を強化する必要がある。			
↳ 判定の理由 シルバー人材センターの健全な財務体制が求められるため必要。			○
③ 交付開始時と比較して、ニーズが希薄化していない。			
↳ 判定の理由 今後ますますニーズが高まる。			○
④ 今の社会情勢において、優先的に行う必要がある(緊急性が認められる。)			
↳ 判定の理由 シルバー人材センターへ直接される国の補助の同額以上との定めあり。			○
⑤ 団体等の設立目的、事業内容と補助の目的との整合がとれている。			
↳ 確認方法 法で定められている目的及び国の方針に沿い組み立てている。			○
⑥ 同一団体に対し、複数の補助金が交付されていない。			
↳ 理由(×の場合) 国の定めによるもの。			×
⑦ 補助事業について、分かりやすい情報発信を行っている。			
↳ 方法 活動はホームページなどを利用し広報されている。			○
⑧ 団体等が自ら積極的に活動資金確保に努めている。			
↳ 理由(×の場合)			○
⑨ 交付対象団体等の自立・事業の創意工夫を促す仕組み・制度工夫に向けた取り組みがある。			
↳ 具体的な内容 新規事業に取り組むなどしている。			○
⑩ 事業費補助、委託事業又は負担金事業への転換が可能である。			
↳ 判定の理由 法令等に基づくもの。			×

【補助金交付後の扱い】

※目的に合った使い方又は交付条件に合った状態が維持されているかを確認することを言います。(補助金により取得した財産の扱い等)

交付後の確認※	する ・ しない ⇄ しない場合の理由 ()
確認時期・方法	実績報告書の提出、年度終了後に確認。
条件から外れた場合の対応方法	補助金要綱に合わない物があれば、是正をするよう指導することになる。

【補助効果の検証】※総合計画における上位施策の達成状況を踏まえて記入します。

成果指標	効果の測定方法	就労機会の状況
	達成状況 (意図の達成度合いを示すもの)	会員の就労機会の増加
効果検証	判定	☐ 十分効果をあげている ☐ 効果に疑問がある ☒ 一定の効果をあげている ☐ その他
	判定理由	受注件数が前年より32件の増加があり、会員の就労率についても93.5%から96.3%へ上昇した。

【現状と課題】

平成29年度 of 取組	就労機会がなければ会からの脱退へと繋がることから、より広い分野の就労先の開発が必要。
事業の問題点・課題	再雇用制度の定着が、シルバー人材センターへの登録者数に影響すると共に、定期雇用に繋がらないケースの退会者が増加している。
補助金を廃止した場合の問題点 (継続しなければならない理由)	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいている事業であるため、廃止は不可能

【今後の方向性(担当課評価)】

A

A : 現行のまま継続
B1 : 重点化(対象の拡大、補助率の増など)
B2 : 縮小(対象の制限、補助率の減など)
C : 終了・廃止 → (廃止の場合 平成 年度まで)

団体の自立に向けた具体的な計画(Bの場合は改善計画、Cの場合は理由)	設定終期 年
法に基づきシルバー人材センターの健全な財務体制の維持をすることで、高齢者の就業機会の増大と社会参加を目指しているものであるため、補助額も国の設計によるものが基本となっている。	

【今後の方向性(最終評価)】※企画政策課が使用します。

【memo】